

## §1 団員

- 入団・・・1. 原則として、対象は高校生以上とします。  
但し、18歳未満は保護者の同意を必要とし、承諾書（別紙1）を提出して下さい。  
2. 楽器は個人所有としますが打楽器については例外です。  
3. 入団希望者は規定の入団届（別紙2）を事務局に提出して下さい。  
4. 入団費はありません。  
なお、団費については入団日が1～20日は入団当月から、21日以降は翌月からの支払いとなります。（事務局にて入団届に記載します。）  
5. 他団体との掛け持ちについては、あくまでエフ響を優先することを前提に許可します。  
ただし、学校(高校・大学)のバンドについてはこれに含みません。

- 団費・・・1. 月額¥2,000（高校生については¥1,000）を毎月第1日曜日に会計担当者に支払います。  
ただし、支払日に払えない場合については、月内に必ず支払ってください。  
2. 団費未納防止及び団員管理の為、3ヶ月間支払いがない場合には、退団扱いとします。  
3. 年度内の一括先払いは構いませんが、支払い済みの団費の返金は一切受け付けませんので  
ご了承下さい。  
4. 定期演奏会前については準備資金（チケットノルマ）として別途徴収します。又、定期演奏会以外についても、行事の内容（コンクール、ホール練習等）に応じて別途徴収する可能性があります。なお、その金額については予算の状況によりその都度決定します。

- 休団・・・1. 団長に休団理由を説明し、規定の休団届（別紙3）を事務局庶務に提出して下さい。  
2. 期間は最長で3ヶ月間までとし、それ以降は退団扱いとします。  
3. 休団期間中については、団員籍は確保されます。  
4. 休団する際は、以下の条件を満たす必要があります。  
①休団前までの団費を完済している事。  
②休団中の団費の50%を支払う事。

- 退団・・・1. 団長に理由を説明し、規定の退団届（別紙4）を事務局庶務に提出してください。  
2. 一度退団した団員が復団する際には改めて入団手続きをとります。  
3. 退団にあたっては、退団までの団費を完済しなければなりません。

## ※活動に長期にわたり参加していない団員についての対応

- ・ 団費支払い状況を元に、事務局から該当パートリーダーに連絡
- ・ パートリーダーより当該団員へ連絡し状況確認。

- 練習・・・1. 原則的に、毎週日曜18:00～21:00に行います。  
2. 定期演奏会2ヶ月前、その他本番1ヶ月前からは日曜日（13:00～21:00）  
や土曜日練習及びホール練習を追加することがあります。

## §2 運営スタッフ組織

エフ響を運営する上でのスタッフの役職及びその業務は以下のようになっています。

(エフ響三役：エフ響全体の統括)

- 団長                    ・・・・団の統括 事務局全般の活動掌握
- 副団長                ・・・・団長の補佐 パートリーダー統括
- 指揮者                ・・・・音楽面の統括

(事務局：エフ響運営における事務方全般)

- 事務局会計            ・・・・団費管理全般 各種支払い 総会における決算書作成・報告
- 事務局渉外            ・・・・吹奏楽連盟関連 (会議出席・提出書類管理)  
                          他団体演奏会への祝電発送業務 エフ響イベント運営 (打ち上げ等)
- 事務局庶務            ・・・・団員状況管理 (入退休団等) 見学者対応窓口 練習会場確保  
                          WEB関連 (ホームページ・メーリングリスト等) 管理
- 事務局楽器管理        ・・・・エフ響所有楽器の管理全般 大型打楽器借用手配 (借用先・トラック等)
- 事務局楽譜管理        ・・・・エフ響所有楽譜の管理全般

(定期演奏会実行委員：定期演奏会の企画・立案・運営)

- 実行委員長            ・・・・定期演奏会運営責任者
- 実行委員企画         ・・・・演奏会の企画・選曲
- 実行委員会場         ・・・・演奏会ロビー企画・パンフレット作成
- 実行委員情宣         ・・・・演奏会宣伝活動

(音楽スタッフ：エフ響音楽面全般)

指揮者・副指揮者・団長・副団長で構成し、定期演奏会以外の選曲や練習内容・スケジュール調整を行う。なお、定期演奏会については実行委員長・企画と連携の上、選曲を行う。

(その他)

- 監事                    ・・・・エフ響の事業及び会計監査 監査報告作成
- パートリーダー        ・・・・各パートの団員掌握・連絡

担当者が諸事情により役職を離れた場合、団長副団長は後任者を速やかに定め、後任者の任期は前任者の残り期間とします。

## §3 運営について

エフ響運営にあたり、以下の会議を行います。

- 総会                    ・・・・エフ響における最高決定機関。原則として団員は全員出席。  
                          会計年度は毎年10月～翌9月末までとし決算・予算は総会で報告・決定する。
- 運営会議                ・・・・主にエフ響運営に関する全般。三役・事務局・実行委員長にて構成。
- 三役会                 ・・・・エフ響全般に関する事項。団長・副団長・指揮者にて構成
- 事務局会議             ・・・・エフ響運営に関する事務について。事務局にて構成。
- 実行委員会会議        ・・・・定期演奏会に関する会議。定期演奏会実行委員にて構成。

以上